

太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧 別表

国・県の担当窓口

関係法令	規制内容等	担当窓口（電話番号）
「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」 第18条 「森林法」 第10条の2	地域森林計画対象民有林で、3,000㎡以上1ha以下は県条例による小規模特定事業林地開発行為の届出、1haを超える場合は林地開発行為の許可が必要になります。	千葉県北部林業事務所 印旛事務所 043-483-1130
「土壌汚染対策法」 第4条	土地の形質の変更(土地の掘削、造成、切り土、盛土等)の面積の合計が3,000㎡以上となる場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。	環境生活部水質保全課 043-223-3812
「千葉県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」	宅地造成、農地造成(客土行為を含む)などの土地利用の形態を問わず、3,000㎡以上の区域を土砂等で埋め立て等に供する場合許可が必要となります。	環境生活部ヤード・残土対策課 043-223-3275
事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)	事業計画の認定の申請を行う太陽光発電事業者及び認定に基づく発電事業を実施する事業者が遵守すべき事項が記載されておりますのでご相談ください。	資源エネルギー庁 03-3501-1511